

○財務省告示第四十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十三年一月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

| 一              | 二                                | 三   | 四                 | 五               | 六   | 七   | 八           | 九              | 十           |
|----------------|----------------------------------|---|-------------------|-----------------|-----|---|-------------|----------------|-------------|
| 名称及び記号         | 発行の根拠                            | 法律及びその条項  | 振替法の適用等           | 発行方法            | 発行額 | 最低額面金                                       | 振替単位        | 発行行            | 償還期限        |
| 国庫短期証券（第百六十五回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 日本銀行による借換えのための引受け | 額面金額で六百七十八億九千万円 | 千円  | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。 | 平成二十三年一月二十日 | 額面金額百円につき九十九円八 | 平成二十四年一月二十日 |

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 た  
二 銀 金 金 る  
十 行 額 額 を と  
三 百 円 支 き  
年 円 に 払 は  
一 つ き 。 そ  
月 百 円 の 翌  
二 百 円 営  
十 日 業  
日 日  
に